【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第41期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
【会社名】	株式会社　光ハイツ・ヴェラス
【英訳名】	HIKARI HEIGHTS-VARUS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　森　千恵香
【本店の所在の場所】	札幌市中央区南十九条西十一丁目１番15号
【電話番号】	代表　011-520-8668
【事務連絡者氏名】	財務経理部部長　　前田　寿徳
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区南十九条西十一丁目１番15号
【電話番号】	代表　011-520-8668
【事務連絡者氏名】	財務経理部部長　　前田　寿徳
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の１）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第40期 中間会計期間	第41期 中間会計期間	第40期
会計期間		自 2025年４月１日 至 2025年９月30日	自 2026年４月１日 至 2026年９月30日	自 2025年４月１日 至 2026年３月31日
売上高	(千円)	1,521,229	1,543,793	3,036,308
経常損失(△)	(千円)	△212,352	△204,975	△309,629
中間(当期)純損失(△)	(千円)	△215,461	△208,102	△315,697
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	―	―	―
資本金	(千円)	686,296	686,296	686,296
発行済株式総数	(株)	2,089,200	2,089,200	2,089,200
純資産額	(千円)	3,130,711	2,822,373	3,030,475
総資産額	(千円)	7,189,163	6,881,890	7,049,848
１株当たり中間(当期)純損失金額(△)	(円)	△103.13	△99.61	△151.11
潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益金額	(円)	―	―	―
１株当たり配当額	(円)	―	―	―
自己資本比率	(%)	43.5	41.0	43.0
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△124,047	△26,856	△274,055
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	27,820	△18,537	45,522
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△27,440	△31,248	△58,949
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	(千円)	2,630,348	2,442,667	2,535,074

(注) １ 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２ 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
３ 潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益については、１株当たり中間（当期）純損失であり、かつ、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

２ 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間における経済は、雇用・所得環境の改善により緩やかな回復基調で推移したものの、イラン情勢の緊迫化に伴うホルムズ海峡の航行停滞を背景としたエネルギー・原材料価格の高騰や円安の進行に加え、食料品や日用品の値上げが前年を上回るペースで相次ぐなど、物価上昇が家計消費に影響を及ぼしております。さらに、原油を原料とするナフサの供給不足により、樹脂製品をはじめとする石油化学製品の価格高騰や調達難も生じております。また、日本銀行が６月に続き９月にも政策金利の引上げを決定し、政策金利が約31年ぶりの水準となるなど、金融政策の正常化に伴う金利上昇局面への対応も求められており、企業経営を取り巻く環境は変動の大きい状況が続いております。海外においても、米国の通商政策を巡る不確実性が世界経済の重石となるなか、中東地域をはじめとする地政学リスクの長期化が続いており、依然として予断を許さない状況にあります。

介護業界におきましては、高齢者人口の増加に伴い介護サービス需要は引き続き拡大基調で推移する一方、生産年齢人口の減少を背景とした構造的な人手不足が深刻化しており、介護人材の確保競争は一段と激しさを増しております。こうしたなか、2026年６月には介護人材の確保を目的とした臨時の介護報酬改定が施行され、処遇改善加算の拡充および対象職種の拡大が図られました。当社におきましても同加算を取得し、引き続き職員の処遇改善と人材の確保・定着に取り組んでおります。加えて、食材費や光熱費、衛生用品等の消耗品費をはじめとする物価上昇による事業経費の増加とともに、当社の事業基盤である北海道においても2025年10月に過去最大幅となる最低賃金の改定が実施され、当中間会計期間においても人件費負担の増加が継続しております。さらに、2026年度の北海道の最低賃金についても、同年10月より1,131円（前年度比56円増）へ引き上げられることが決定するなど、経営環境は一層厳しさを増しております。

このような環境のもと、当社の有料老人ホーム事業では、医療機関との連携強化を進め、ご入居者の健康管理体制の充実を図るとともに、医療・介護の連続性ある支援体制の構築を通じて、当社施設の特長への理解促進にも努めてまいりました。また、社会貢献の一環として、認知症高齢者にやさしい地域づくりを目的とした「認知症カフェ（オレンジカフェ）」を５施設で継続的に開催し、地域との交流促進および施設の認知度向上につなげております。

北海道ボールパークＦビレッジ内に位置するサービス付き高齢者向け賃貸住宅「マスターズヴェラス北海道ボールパーク」は、2024年６月の開業から２年余りが経過いたしました。満室化に向けてはなお時間を要する状況が続いておりますが、当中間会計期間においてもインターネット広告の活用に加え、地域連携を意識した情報発信や見学機会の創出にも取り組んでまいりました。今後もこれらの施策を継続的に展開し、入居率の向上と収益基盤の安定化に努めてまいります。

既存施設については、見学会や相談会等を通じた新規顧客獲得活動を継続するとともに、入居後もご入居者のニーズに応じた住み替えなどの対応を行い、有料老人ホーム施設平均入居率は前期末から上昇し、約82.4%となりました。

以上の結果、当中間会計期間における売上高は1,543,793千円（前年同期比1.48%増）、営業損失267,571千円（前年同期は256,642千円の営業損失）、経常損失204,975千円（前年同期は212,352千円の経常損失）、中間純損失208,102千円（前年同期は215,461千円の中間純損失）となりました。

当中間会計期間の資産につきましては、総資産が6,881,890千円（前事業年度比2.38%減）となりました。これは主に流動資産の減少によるものです。負債につきましては、4,059,516千円（同1.00%増）となりました。これは主に長期入居金預り金の増加によるものです。純資産につきましては、2,822,373千円（同6.87%減）となりました。これは主に、繰越利益剰余金の減少によるものです。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は2,442,667千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において、営業活動により使用した資金は26,856千円（前中間会計期間は124,047千円の使用）となりました。その主な要因は税引前中間純損失を204,975千円計上したことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において、投資活動により使用した資金は18,537千円（前中間会計期間は27,820千円の獲得）となりました。その主な要因は拘束性預金の払戻による収入43,215千円があったものの、拘束性預金の預入による支出39,013千円及び有形固定資産の取得による支出20,628千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において、財務活動により使用した資金は31,248千円（前中間会計期間は27,440千円の使用）となりました。その主な要因はリース債務の返済による支出30,498千円によるものです。

(3) 経営方針・経営戦略等若しくは指標等

当中間会計期間において、重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【重要な契約等】

当中間会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,096,000
計	3,096,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2026年９月30日)	提出日現在 発行数(株) (2026年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,089,200	2,089,200	札幌証券取引所 (アンビシャス市場)	単元株式数は 100株であります。
計	2,089,200	2,089,200	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2026年４月１日～ 2026年９月30日	―	2,089,200	―	686,296	―	566,296

(5) 【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名または名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
藤　井　　伸　一	北海道古宇郡神恵内村	1,360,700	65.13
株式会社保健科学研究所	神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町106番地	92,500	4.42
株式会社ＬＡホールディングス	東京都港区海岸１丁目９番18号	77,400	3.70
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木１丁目６番１号	65,900	3.15
森　本　　康　一	大阪府大阪市東住吉区	62,000	2.96
山　下　　敬　弘	茨城県土浦市永国	52,000	2.48
岩倉建設株式会社	北海道苫小牧市木場町２丁目９－６号	43,000	2.05
株式会社グンエイ	群馬県太田市飯田町812	32,400	1.55
森　　千恵香	北海道札幌市南区	24,800	1.18
フォーク株式会社	埼玉県加須市土手１丁目11－24	24,000	1.14
計	―	1,834,700	87.81

（注）2026年10月６日付けで公衆の縦欄に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社ＳＢＩ証券が2026年９月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2026年９月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（%）
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木１丁目６番１号	117,900	5.64

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	―	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式　2,089,100	20,891	―
単元未満株式	普通株式　100	―	―
発行済株式総数	2,089,200	―	―
総株主の議決権	―	20,891	―

(注)　「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、100株(議決権の数　１個)含まれております。

② 【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
―	―	―	―	―	―
計	―	―	―	―	―

２ 【役員の状況】

該当事項はありません。

第４ 【経理の状況】

１．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第３編の規定により第１種中間財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間会計期間(2026年４月１日から2026年９月30日まで)に係る中間財務諸表について、監査法人銀河による期中レビューを受けております。

３．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,161,537	5,069,828
営業未収入金	410,713	401,482
商品	2,423	2,501
未収還付法人税等	5,542	2,958
その他	169,284	127,995
流動資産合計	5,749,501	5,604,767
固定資産		
有形固定資産		
リース資産（純額）	298,828	273,157
その他（純額）	※ 226,562	※ 233,349
有形固定資産合計	525,390	506,506
無形固定資産		
その他	7,263	7,123
無形固定資産合計	7,263	7,123
投資その他の資産		
その他	775,048	770,848
貸倒引当金	△7,355	△7,355
投資その他の資産合計	767,693	763,493
固定資産合計	1,300,347	1,277,122
資産合計	7,049,848	6,881,890

（単位：千円）

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	100,000	100,000
１年内返済予定の長期借入金	1,500	1,500
未払法人税等	16,533	13,300
入居金預り金	451,088	454,910
介護料預り金	43,117	43,642
賞与引当金	18,731	27,730
その他	340,334	349,450
流動負債合計	971,305	990,533
固定負債		
長期借入金	3,750	3,000
長期入居金預り金	2,251,524	2,287,293
長期介護料預り金	219,378	229,685
退職給付引当金	57,705	58,535
役員退職慰労引当金	58,683	60,491
その他	457,024	429,977
固定負債合計	3,048,067	3,068,983
負債合計	4,019,372	4,059,516
純資産の部		
株主資本		
資本金	686,296	686,296
資本剰余金	566,296	566,296
資本準備金	566,296	566,296
利益剰余金	1,777,882	1,569,779
利益準備金	3,855	3,855
その他利益剰余金		
別途積立金	384,000	384,000
繰越利益剰余金	1,390,027	1,181,924
株主資本合計	3,030,475	2,822,373
純資産合計	3,030,475	2,822,373
負債純資産合計	7,049,848	6,881,890

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
売上高	1,521,229	1,543,793
売上原価	1,614,632	1,650,714
売上総損失（△）	△93,403	△106,920
販売費及び一般管理費	※ 163,239	※ 160,650
営業損失（△）	△256,642	△267,571
営業外収益		
受取利息	20,131	18,924
受取配当金	14	12
受取手数料	1,607	1,451
受取賃貸料	11,088	8,839
寄付金収入	4,684	-
助成金収入	19,772	60,399
その他	3,755	2,214
営業外収益合計	61,054	91,842
営業外費用		
支払利息	11,137	11,266
長期前払費用償却	1,138	1,026
為替差損	3,987	15,764
その他	500	1,189
営業外費用合計	16,764	29,245
経常損失（△）	△212,352	△204,975
税引前中間純損失（△）	△212,352	△204,975
法人税、住民税及び事業税	3,109	3,127
法人税等合計	3,109	3,127
中間純損失（△）	△215,461	△208,102

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失(△)	△212,352	△204,975
減価償却費	39,387	41,960
長期前払費用償却額	1,138	1,026
賞与引当金の増減額（△は減少）	10,865	8,999
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	1,807	1,807
退職給付引当金の増減額（△は減少）	1,813	830
受取利息及び受取配当金	△20,145	△18,936
支払利息	11,137	11,266
為替差損益（△は益）	3,987	15,764
売上債権の増減額（△は増加）	△19,569	9,231
棚卸資産の増減額（△は増加）	△1,873	51
入居金預り金・介護料預り金の増減額（△は減少）	32,049	50,421
未払金の増減額（△は減少）	△20,025	△23,423
未払消費税等の増減額（△は減少）	△707	1,706
その他	37,882	72,933
小計	△134,603	△31,335
利息及び配当金の受取額	20,145	19,464
利息の支払額	△11,176	△11,315
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	1,586	△3,670
営業活動によるキャッシュ・フロー	△124,047	△26,856
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△600	△600
拘束性預金の預入による支出	△18,177	△39,013
拘束性預金の払戻による収入	59,515	43,215
有形固定資産の取得による支出	△11,286	△20,628
その他	△1,631	△1,511
投資活動によるキャッシュ・フロー	27,820	△18,537
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	100,000	100,000
短期借入金の返済による支出	△100,000	△100,000
長期借入金の返済による支出	△750	△750
リース債務の返済による支出	△26,690	△30,498
財務活動によるキャッシュ・フロー	△27,440	△31,248
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,987	△15,764
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△127,655	△92,406
現金及び現金同等物の期首残高	2,758,004	2,535,074
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,630,348	※ 2,442,667

【注記事項】

（中間貸借対照表関係）

※　国庫補助金等の受入れにより固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
有形固定資産 その他（純額）	359,068千円	359,068千円

(中間損益計算書関係)

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
役員報酬	14,475千円	14,475千円
従業員給料手当	19,327千円	19,305千円
賞与引当金繰入額	3,704千円	4,241千円
退職給付費用	1,138千円	1,598千円
役員退職慰労引当金繰入額	1,807千円	1,807千円
租税公課	57,613千円	58,513千円
減価償却費	2,667千円	1,409千円
業務委託料	14,697千円	15,050千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
現金及び預金勘定	5,290,428千円	5,069,828千円
預入期間が３か月を超える定期預金	△135,000千円	△139,900千円
拘束性預金	△2,525,079千円	△2,487,261千円
現金及び現金同等物	2,630,348千円	2,442,667千円

(株主資本等関係)

Ⅰ　前中間会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

配当に関する事項

１．配当金支払額

無配のため、該当事項はありません。

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

Ⅱ　当中間会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

配当に関する事項

１．配当金支払額

無配のため、該当事項はありません。

２．基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、介護事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
一時点で移転される財又はサービス	1,188,866	1,210,915
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	322,902	324,347
顧客との契約から生じる収益	1,511,769	1,535,263
その他の収益	9,460	8,529
売上高合計	1,521,229	1,543,793

(１株当たり情報)

１株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
１株当たり中間純損失金額(△)	△103円13銭	△99円61銭
(算定上の基礎)		
中間純損失金額(△)(千円)	△215,461	△208,102
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る中間純損失金額(△)(千円)	△215,461	△208,102
普通株式の期中平均株式数(株)	2,089,200	2,089,200

(注)　潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、１株当たり中間純損失であり、かつ、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２ 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月13日

株式会社光ハイツ・ヴェラス
　取締役会　御中

監査法人　銀河

北海道事務所

代表社員 業務執行社員	公認会計士	木　下　　均
代表社員 業務執行社員	公認会計士	弓　立　恵　亮

監査人の結論

　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社光ハイツ・ヴェラスの2026年４月１日から2027年３月31日までの第41期事業年度の中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

　当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社光ハイツ・ヴェラスの2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

　経営者の責任は、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

　監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間

財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、期中財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注) 1．上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。